

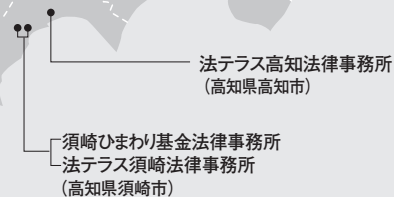
東と弁往來

第33回 高知県法テラス・ひまわり公設事務所 現場視察交流会

先日、公設事務所運営特別委員会主催の高知ひまわり公設事務所・法テラス視察交流会が行われました。当会出身の弁護士も含め、多くの弁護士が高知でご活躍されています。その様子を皆様にご紹介したく、今回、ご報告させていただきます。



渋谷パブリック法律事務所
会員 小熊 弘之 (66期)



1. はじめに

2014年2月28日、公設事務所運営特別委員会の委員や公設事務所の新人弁護士を中心とする総勢19名で、法テラス高知法律事務所、須崎ひまわり基金法律事務所、法テラス須崎法律事務所を訪問しました。

2. 法テラス高知法律事務所

法テラス高知法律事務所には、中島香織弁護士(60期、当会出身)と栗田洋亮弁護士(65期、群馬弁護士会出身)の2名のスタッフ弁護士が勤務しています。事務所を訪問した後、高知共済会館に場所を移して交流会が行われました。

法テラス高知法律事務所は、高知城の向かいに建つ県社会福祉センターの建物の中に所在しています。まず目を引いたのは、同建物には、借家の保証事業を行っているNPO法人あまやどり、生活支援を行っている高知市民サポーターはすのは、といった多数の支援団体の事務所が入っていることでした。

中島弁護士からは、支援団体との連携が進んでおり、法テラスで受けた事件について支援が必要であればすぐに相談者を支援団体の事務所に連れて行くこともある。一方で、支援団体の方が被支援者に法的なアドバイスが必要だと判断すれば、事件を法テラスに回してくれることもあるというご説明がありました。

物理的な近さはもちろんですが、お互いの顔が見え、信頼関係を構築することができているからこそ、協力し

合えるのだと感じました。また、このような関係を構築することができたのは、所属弁護士の積極的なはたらきかけや日頃のコミュニケーションによるものだと思います。そして、このような連携は、相談者の抱えている問題の本当の意味での解決に役立っているのでしょう。

他方で、支援団体は、ボランティアによって成り立っているとのことで、支援団体の会長さんは、「アパートを借りる際などに、個人として保証を求められることもあり、苦勞している」とおっしゃっていました。まだまだ公的な支援が行き届いていないことを知り、こうした個人の負担だけに頼るのではなく、支援団体の活動をバックアップする公的な仕組みを作る必要があると感じました。



法テラス高知法律事務所との交流会

交流会では、中島弁護士から、法テラス高知は、本庁型の事務所(法テラスの中でも都市部に所在し、民事法律扶助事件、国選弁護事件を中心に扱う法律事務所)で、弁護士が必ずしも不足しているわけではない地域にあるので、主に一般の弁護士が扱いにくい事件を扱うようにしているとのことがありました。そし

て、具体的な活動として、関係機関との連携を行うだけでなく、連携強化と広報のため、勉強会や講演会等も積極的に行っているとのことでした。

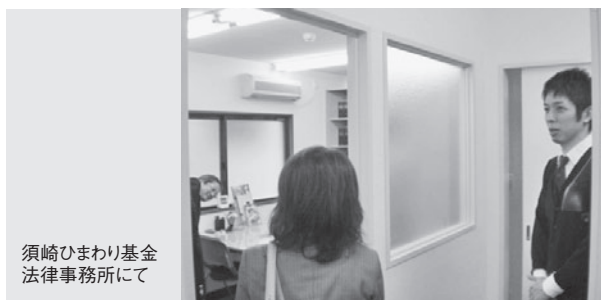
このような、並々ならぬ日頃の努力によって、事務所の特色を知ってもらい、地域や関係機関から信頼と理解を得ているのだと感じました。

3. 須崎ひまわり基金法律事務所・法テラス須崎法律事務所

高知地裁須崎支部の管轄地域は、須崎市をはじめとする1市7町、人口約8万7000人で、大阪府より広い面積を有しています。この地域を須崎ひまわり基金法律事務所（1名）、法テラス須崎法律事務所（2名）の計3名の弁護士でカバーしているという状況です。

須崎ひまわり基金法律事務所には、中谷拓朗弁護士（62期、当会出身）が勤務しています。また、法テラス須崎法律事務所には、高林藍子弁護士（63期、当会出身）、中江詩織弁護士（64期、当会出身）の2人のスタッフ弁護士が勤務しています。両事務所を訪問した後、須崎市立市民文化会館に場所を移して、交流会が行われました。

まず、事件としては、債務整理事件、家事事件が多いとのことでした。地域的な特徴としては、狭い地域社会であることから、世間体を気にして訴訟になることを拒む傾向があるようです。また、不動産関係の事件では、須崎市の場合、津波が来た場合に影響を受けるために買い手が見つからなかったり、国土調査が行われていない土地が多く、測量費用の負担が大きくなってしまふことから訴訟提起が困難になったりといった問題があるとのことでした。刑事事件に関しては、勾留場所が遠方だと、長時間自動車を運転しなければならないこともあり、苦勞するとのことでした。



そして、司法過疎地域であることから、現在では利益相反により事件を受任できないケースが増えているそうです。このような場合は、両事務所が相互に紹介合うという対応をしているとのことでしたので、良好な関係を築いて協力し合っているのだと思います。

このように、過疎地域では、東京などの大都市では見られない特有の問題があり、それに対応しなければならない難しさがあると感じました。また、一般の法律事務所がない須崎市では、両事務所の弁護士の方々が地域の事件を一手に担っているの、責任が重く、気苦勞も多いのだらうと思いました。それでも、中谷弁護士は、依頼者から「話ができることがありがたい」と言われることもあり、やりがいを感じるとおっしゃっていました。



4. おわりに

今回の視察交流会では、支援機関との連携の取組みや、過疎地域における弁護士の活動について、実際に見聞することができました。その中で特に印象に残ったことは、高知でご活躍されている弁護士の方々が、それぞれ、これまで一般的に弁護士の業務とされてきた範囲を越えて、一歩進んだ取組みをされているということです。ただ、そのような取組みも弁護士個人の努力に頼った部分も大きいので、より一層の支援体制が必要ではないかと思います。

私自身、現在は法テラスのスタッフ弁護士として、来年の赴任へ向けて養成を受けていますが、高知の弁護士の方々の取組みを拝見して、刺激になりました。中でも、高林弁護士は、私が現在所属している渋谷パブリック法律事務所でも養成を受け、高知に赴任されており、同じ事務所の先輩が高知で活躍されているのを目の当たりにして、頼もしく思いました。

私も、この一年で多くのものを吸収して、赴任に臨みたいと考えております。